

令和7年2月5日

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立元八王子東小学校
校長名 高 木 健 示 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

八王子市教育委員会の教育目標に掲げるスローガン「あふれる元気・かがやく心・仲間とともに はばたけ未来へ」に関連付けながら、子どもたちが自分らしさを発揮し、未来に対して夢をもって 豊かな人生を切り拓き、八王子市の将来を担っていく人間性豊かな子どもたちを育てる。

そのために、次の3つのめざす児童像を目標として、心が豊かで思いやりのある元八王子東小学校 の児童を育てる。

- 明るく 元気な子
- ◎よく考え 進んで学ぶ子
- 力を合わせて やりぬく子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

東京都人権尊重教育推進校として、人権尊重の精神を基本とし、互いに相手と尊重し合う豊かな心 情、偏見や差別を許さない態度等を育てるとともに、学校の教育活動全体を通じて意図的・計画的に 実践していく。

ア 確かな学力の育成 「よく考え 進んで学ぶ子」 (知)

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して自己の課題を解決するために 必要な思考力、判断力、表現力等を培う。また多様な人々とのかかわりを通して、学びに向かう力、 人間性等を涵養し、協働を促す教育を充実させるべく校内研究に取り組む。

イ 豊かな心の育成 「力を合わせて やりぬく子」 (徳)

教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進し、自己肯定感、成就感、お互いに協力し合う態度等を 育てるとともに、道徳的価値を深めたいうで、主体的な判断の下に行動し、他者とよりよく生きるた めの道徳性を培う。

ウ 健やかな体の育成 「明るく 元気な子」 (体)

地域運営学校として、家庭・地域と連携を図りながら、基本的な生活習慣の定着と自他の健康に留 意し安全な生活を送るための、適切な体育・健康に関する活動の充実を図る。

エ 不登校児童への支援

不登校児童について、関係諸機関、保護者との連携を図り、一人ひとりの状況に応じた指導の工夫 を図ったり、環境の提供を行う。

オ いじめ防止等の取組

学校と保護者・地域が、常に子どもを中心に据えて考えることを共通理解する。校内では、カリキ ュラム編成を工夫し、教員が子どもと向き合う時間やいじめ対応のための時間を確保し、いじめ防止 対策推進法により、学校いじめ対策委員会の適切な運営等を行い、いじめ総合対策を効果的に実行し ていく。

カ 特別支援教育の充実

特別支援教室や他校通級、副籍交流校等との連携を密に行い、通常の学級においても、児童の特性 や障害に応じた指導が適切に行えるよう、指導体制の充実を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実

【四谷中学校グループ(四谷中学校、元八王子東小学校、上壱分方小学校)】

四谷中学校グループ3校が「成就感・達成感を味わえる」児童・生徒を育てるために9年間で切れ 目なくつなぐ教育活動を推進し、学習面及び生活面等の指導の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ・第4・5・6学年で実施する八王子市学力定着度調査の結果から、本校児童の国語科・算数科の習得状況を把握し、習得問題の定着が十分でない児童への指導を行う。また、第6学年で実施するはちおうじっ子ミニマムの結果を分析及び活用し、すべての児童が小学校第5学年修了段階における基礎的・基本的な問題を確実に解くことができるようにする。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、単元・題材を通して身に付けさせたい力を明確にし、教えるべき事項と話し合い深める事項をねらいに応じて位置付ける。また、児童が学ぶ意義を感じ意欲を高めていけるよう、単元・題材のはじめに見通しをもてる場面を設定し、終了時には振り返る場面を設定して、次の学びや生活に活かせるようにする。
- ・ICTを活用した学びの質の向上を図り、学習用端末を、児童個別の考えや思いを整理し、全体で共有して自分の考えを変容する等の授業支援ツールとして日常的に活用する。また、授業だけではなく、家庭学習や登校できない児童へのオンライン配信を行う等、多様に活用する。
- ・理科、社会科を始めとして高学年における教科担任制を実施する。より質の高い教科指導、中学校教育への円滑な接続、多面的・多角的な児童理解の促進につなげていく。
- ・東京都統一体力テストの調査結果から児童の体力や運動能力の状況を把握し、特に、敏捷性、瞬発力、持久力を高める運動を重視し、外部人材と連携して体力向上への意欲を高める。
- ・外国語科において、英語を用いて積極的なコミュニケーションを図る資質・能力を育てるために、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの言語活動を重点とし基礎を育てる。また、外国語活動では、外部人材と連携し、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を図る。
- ・東京都人権尊重教育推進校として、教育活動全体を通して、意図的に話し合いや協働作業等、児童同士の関わり合いのある活動を工夫し、自分の考えや気持ちを適切に表現する力や、相手を思いやる心を育成する過程で、自尊感情、自己肯定感を高めていく。

イ 総合的な学習の時間

- ・各教科等との関連を図りながら、横断的・総合的な学習を工夫し、探究的な見方・考え方を働かせ、他者と協働することを通してよりよく課題を解決し、学習成果を伝える力や自己の生き方を考えていく力を育成する。
- ・「日本遺産 高尾山」等、第3学年から第6学年まで、「郷土学習」を年間指導計画に位置付け、実施する。第3学年で八王子の養蚕、第4学年で八王子の伝統文化や祭り、第5学年で八王子の自然、第6学年で八王子の歴史を課題として、地域学習を行う。特に、第5学年で高尾山での森林教室、第6学年で八王子花柳界の方との交流を実施することを通して、地域の人材、自然、文化に触れる体験的活動を取り入れ、自身の在り方について考え、地域や郷土を愛する心を育成する。

ウ 特別活動

- ・これまで学校を支えてきた人々への感謝の気持ちと今後の学校の発展の在り方を考えられるようにするとともに、学校を愛する心を育む。
- ・児童会活動において縦割り班活動等の異学年交流を通し、自分の役割について考え、学校生活の充実と向上を図ろうとする態度を養い、よりよい人間関係の形成を図る。
- ・人権教育の視点から、人権の花栽培・人権標語発表集会・はちの木（思いやりカード掲示）に取り組み、思いやりや協力の気持ちを育て、人権感覚の向上を図る。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成するために、道徳教育全体計画及び別業に基づき主たる教材である教科用図書、東京都道徳教育教材集、人権教育プログラムを活用しながら、自分も相手も思いやる心を育て、道徳的価値を深める授業を展開していく。
- イ 人権感覚の涵養のために、「親切、思いやり」「友情、信頼」「公正、公平、社会正義」「生命の尊さ」については、教材内で、場面の役割演技や討論を取り入れたりして、重点的に指導する。
- ウ 道徳授業地区公開講座において、道徳科の授業を公開したり魅力ある講師を招いたりすることで、保護者や地域住民の積極的な参加を促し、本校の道徳的価値の重点とする内容の共有を図り、家庭や地域教育力を向上させる。

(3) キャリア教育

- ア 義務教育9年間の全教育活動を見通して四谷中学校グループが一体となって「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、学ぶことと将来のつながりを意識させ、目標達成の喜びや将来の希望を育み、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を育成する。
- イ 様々な分野の職業の方々と関わる活動を通し、個性や能力の伸長を図る。

(4) 特別支援教育

- ア 校内委員会を定期的に実施し、特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援のための体制づくりを行うとともに、特別支援教室（えがお教室）の巡回指導教員及び校内の特別支援教室専門員と連携を密に図り、児童一人ひとりについての理解を深め、対応についての改善を図っていく。
- イ 個別指導計画及び学校生活支援シートを作成・活用し、学習用端末の活用や学習環境の整備等、障害のある児童一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導や支援を組織的・計画的に行う。
- ウ 都立特別支援学校等に通う副籍児童とは、年間を通じた計画的な授業や行事への参加を通して、児童相互の心情面での交流を図っていく。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ・基本的な生活習慣や本校の学校のきまり「わたしたちの暮らし」の指導を徹底し、自主性、社会性を育てる。学校のきまりについては、実態に応じて、適宜、見直しを図る。また、児童理解に努め、事故や非行を未然に防止し、厳しさの中にも温かさをもった指導・助言を行い、規範意識を高め、健全な児童の育成を図る。
- ・セーフティ教室や交通安全教室等を通して、児童自らの危機管理を高め、自らを守る力を身に付けさせる。特にSNS等の情報モラル教育は、発達段階に応じて指導を行い推進していく。第6学年は、メディアリテラシー教育を実施し、情報を適切に扱う力を身に付けさせるようにする。
- ・「SOSの出し方に関する教育」を各学年、年1回以上学級活動で取り組む。
- ・児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために『生命（いのち）の安全教育』指導の手引きの内容を踏まえ、全学年において各教科等の指導に位置付け、発達段階に応じた自己共を大切に指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ・「八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針」と本校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは絶対に許さない」「徹底した初期対応」との共通認識をもって教職員が迅速に相談・対応できるよう、週1回のいじめ対応のための時間にブロック毎の児童の情報交換タイムと全体への情報共有を行う。そして、学校いじめ対策委員会を毎週1回以上行い、いじめの疑い等、児童の状況を共有し、組織としての対応を協議する。また、いじめ未然防止スキル向上のための教員研修を年3回以上計画的に実施し、スキル向上を図る。
- ・いじめの未然防止や早期発見のため、いじめ防止に関する授業、ふれあい月間アンケートやQ-Uの活用、第5学年を対象としたスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの面談等を実施する。相談できる大人がいない児童を把握し、家庭、地域、関係諸機関との連携を深めるとともに、心身共に健康な児童の育成を推進していく。
- ・「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の前1週間を「いのちの大切さを考える週間」とし、校長講話、全学級での道徳授業、「八王子市いじめ防止等のリーフレット」を活用した授業を行う。また、各教科等で生命に関する内容からいのちの大切さを考えさせる。

ウ 不登校児童への支援等

- ・不登校児童を減らすため、登校支援コーディネーターが中心となり、毎月の個票システムの活用、生活指導部会や生活指導夕会での情報交換、スクールカウンセラーとの連携等を推進していく。
- ・不登校児童について、校内委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した支援を行うと共に、オンライン配信や家庭訪問等も活用し、状況の改善を図っていく。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 生徒会、児童会が中心となりいじめ防止のための取組や協働のあいさつ運動を月1回程度実施する。また、はちおうじっ子サミットの取組などで生徒会、児童会の交流を行う。
- (取組2) 「学力定着プロジェクトチーム」を組織し、小中合同の教務部会において、八王子市学力定着度調査の結果分析と授業改善の取組の検討、共通理解を行い、ドリル型学習コンテンツを活用する。(はちおうじっ子ミニマム)
- (取組3) 各学校の小中一貫担当教員が企画、運営をし、年3回の小・中学校での合同研修会（相互の授業参観と協議）を通し、学習指導内容・指導方法の共通理解と基本的な生活習慣・規範意識等の現状と課題の共通理解を図り、系統的に指導に取り組む。
- (取組4) 青少年対策委員会と連携し、年に3回程度、児童・生徒、教職員が、地域住民とともに地域清掃を行うクリーン活動を行う。

イ 学力向上の取組

- ・はちおうじっ子ミニマムを活用して、小学校第5学年修了段階における基礎的・基本的な問題を確実に解くことができることをねらい、週3回、朝の時間に15分間の短時間授業「ステップタイム」を設定し、国語科等の基礎的な学習内容を全校で実施し、学力の定着を図る。
- ・地域運営学校の学習応援部と連携し、放課後補習「東小スタディ」を行い、年2回の漢字検定にも取り組む。

ウ その他

- ・四谷中学校グループとして9年間を見通した「情報活用能力系統表」を活用し、基本スキルと活用スキルを各発達段階で身に付けさせることができるように、ICT活用の能力を高める。
- ・オリンピック・パラリンピック教育推進の「元八東小2020レガシー」としてスポーツ志向の向上を図るとともに、アイマスク体験等、障害者理解を重点にした体験的活動を行う。
- ・入学後、円滑な生活が送れるよう、スタートカリキュラムを通して、入学初期の指導を行う。また、隣保館保育園園児と第1学年児童との交流や互いの施設見学等、連携活動の充実を図る。
- ・地域主催の活動に児童が積極的に参加できるように、学校だよりやホームページ等でお知らせすると共に、児童の活動を見取り、通知表等に記載する。